

長野市若者奨学金返還支援事業補助金のご案内

UJIターンにより市内地元企業に就職した場合、奨学金の返還を最大5年間で48万円支援します。

交付対象者は、**認定決定を受けた方**です。

認定申請

本補助金における認定申請の受付は終了しました。

(参考) 認定申請は、就職を予定する年度の前々年度(在学中)に申請するものです。

認定決定者

認定申請を行い認定決定をされた方には、「長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付認定決定通知書」を送付しています。紛失等で認定決定者かどうか分からない場合は、長野市移住・定住相談デスクまでお問合せください。



交付対象者の要件

◎次に掲げる要件のすべてに該当する者

□ 次のいずれかに該当する者

ア 長野県外に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

イ 大学等への入学の日前に長野県外の市区町村の住民基本台帳に記録された者であって、長野県内に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

□ 本市の住民基本台帳に記録されていること。

□ **地元企業(長野市内に本店又は主たる事務所を有する法人)**との間で、**期間の定めのない労働契約**を締結し、就労していること。(公務員は対象外です。)

□ **大学等の在学中**に長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町に所在する事業所において、インターンシップ、実習その他の**就業体験等に参加**していること。

□ 補助金の交付期間の終了後も引き続き本市に住所を有し、定住する意思があること。

□ 市税の滞納がないこと。

□ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

□ 本補助金と同種のものであると市長が認める県の補助金等の交付を受けていないこと。(長野県奨学金返還支援制度導入企業サポート事業※1との併用はできません。)

地元企業について

労働契約における雇用主の本店又は主たる事務所が、長野市内にあることが要件になります。

以下の場合の対象外となりますので、ご注意ください。

例：長野市外に本社がある法人と労働契約を締結し、長野支店に勤務

インターンシップ等就業体験について

インターンシップ等の就業体験は、上記要件の他以下のとおりです。

・実施期間に定めはありません。

・就業体験を含むものが対象です。説明会や座談会のみは対象外です。

・アルバイトや、家業の手伝いも就業体験に含まれます。アルバイトの場合は給与明細書等をご提出ください。

・実施したことを証明する書類をご提出ください。案内通知や参加決定通知書等だけでは対象になりません。

補助率・補助額

補助率 2分の1

補助額 上限：年96,000円(月8,000円)

補助期間 最大5年間(60ヶ月)

交付までの流れ

①交付申請→②実績報告→③交付請求を**毎年度繰り返し**、**交付請求後にお振込**となります。

この申請の流れを、60ヶ月分お振込するまで継続します。流れの詳細は、P3をご確認ください。

※1 長野県奨学金返還支援制度導入企業サポート事業

長野県が実施する、従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額の一部を助成する事業です。本補助金との併用はできませんが、奨学金返還支援制度を設ける企業の掲載がありますので、参考としてください。



詳細はコチラ

交付対象可否確認フローチャート

大学等在学時に認定申請をしており、認定決定されている。

社会人1年目
(初年度交付申請)

YES

大学等の在学中に、インターンシップ等の就業体験に参加した。
(実施場所：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、
信濃町、小川村、飯綱町)

NO

YES

認定決定の翌々年度の9月30日までに認定を受けた大学を卒業した。

NO

YES

卒業又は修了した日以降における最初の10月1日までに就職した。

NO

YES

地元企業（市内に本店又は主たる事務所を有する法人）と
期間の定めのない雇用契約を締結し、就労している。

NO

YES

長野市の住民基本台帳に記録されている。

NO

YES

市税に滞納がない。
暴力団員又は暴力団関係者でない。

NO

YES

長野県奨学金返還支援制度導入企業サポート事業を活用した企業に
就業し、奨学金の返還補助を受けている。

YES

NO

本補助金は
対象外です

※認定決定者であっても、
要件を満たさない場合は
対象外となります。

本補助金と県の制度は
併用できません。

詳細は、長野市移住・定住相談デスクに
ご相談ください。

交付申請の対象者です。期限内に、交付申請を行ってください。

申請期限：初めて奨学金の返還をする日まで

社会人2年目以降

前年度に交付申請をしている。

NO

YES

長野市の住民基本台帳に継続して記録されている。

NO

YES

継続して地元企業（市内に本店又は主たる事務所を有する法人）と
期間の定めのない雇用契約を締結し、就労している。

NO

YES

転職をした場合又は転職の予定がある場合は、長野市移住・定住相談デスク
にご相談ください。

長野県奨学金返還支援制度導入企業サポート事業を活用した企業に
就業し、奨学金の返還補助を受けている。

YES

NO

本補助金は
対象外です

※認定決定者であっても、
要件を満たさない場合は
対象外となります。

本補助金と県の制度は
併用できません。

詳細は、長野市移住・定住相談デスクに
ご相談ください。

交付申請の対象者です。期限内に、交付申請を行ってください。

申請期限：当該年度の4月1日

※フローチャートは、主要要件を図式化したものであり、最終的な審査は交付要綱に基づき、提出書類で審査します。

※申請前に必ず交付要綱又は市ホームページから、要件等をご確認ください。

※年度途中で転職、退職、引っ越し等、従前の申請内容に変更があった際は、必ず長野市移住・定住相談デスクにご連絡
ください。

申請の流れ（認定申請～交付完了まで）

就職を予定する年度の前々年度

例) 4年制大学⇒大学3年次に申請 3年制短期大学⇒短期大学2年次に申請

① 認定申請（令和6年度：令和7年2月28日締切）

認定申請における要件は、本紙p.1及び市ホームページ等をご確認ください。

認定決定（認定申請から約1か月後）

認定決定通知書を郵送で送付します。認定決定通知書は必ず保管しておいてください。

インターンシップ等就業体験の参加

大学等の在学中に、インターンシップ等就業体験に参加していることが要件の一つです。

実施場所に要件がありますので、本紙p.1又は市ホームページ等をご確認ください。また、参加したことの証明として、インターンシップ等参加証明書又は参加を証明する書類の提出が必要です。

※参加証明書の提出締切は交付申請までですが、認定申請のタイミングでもご提出いただけます。

② 交付申請（初めて奨学金の返還をする日まで）

奨学金の返還開始は、卒業の翌月から数えて7か月目です。（返還猶予申請者等を除く。）

奨学金の引き落とし日は、独立行政法人日本学生支援機構ホームページ又は返還誓約書等をご確認ください。

例) 3月卒業の場合⇒10月下旬から返還開始

また、申請は当該年度の4月1日から3月31日までの1年度分です。

交付決定（交付申請から約1か月後）

交付決定通知書を郵送で送付します。交付決定通知書は必ず保管しておいてください。

③ 実績報告（当該年度の3月31日まで）

交付決定日から3月31日までの返還額が対象となります。

10月下旬から返還開始となった場合、6か月分の返還額を申請してください。

交付確定（実績報告から約1か月）

交付確定通知書を郵送で送付します。交付確定通知書は必ず保管しておいてください。

④ 交付請求（交付確定速やかに申請）

申請口座にお振込

② 交付申請（当該年度の4月1日）

申請は当該年度の4月1日から3月31日までの1年度分です。

交付決定（交付申請から約1か月後）

③ 実績報告（当該年度の3月31日まで）

交付決定日から3月31日までの返還額が対象となります。

猶予申請等をしていない場合、12ヶ月分の返還額を申請してください。

交付確定（実績報告から約1か月）

④ 交付請求（交付確定速やかに申請）

申請口座にお振込

以降、毎年度②～④の流れを、対象期間が60ヶ月に達するまで繰り返します。

返還猶予申請等をせず、一般的なスケジュールで返還を続けた場合は以下の流れとなります。

【社会人1年目】対象期間 6ヶ月（累計対象期間：6ヶ月）⇒交付請求後お振込

【社会人2年目】対象期間12か月（累計対象期間：18ヶ月）⇒交付請求後お振込

【社会人3年目】対象期間12か月（累計対象期間：30ヶ月）⇒交付請求後お振込

【社会人4年目】対象期間12か月（累計対象期間：42ヶ月）⇒交付請求後お振込

【社会人5年目】対象期間12か月（累計対象期間：54ヶ月）⇒交付請求後お振込

【社会人6年目】対象期間 6か月（累計対象期間：60ヶ月）⇒交付請求後お振込

交付完了

大学等在籍時
(申請済)

社会人1年目

社会人2年目

申請者

移住推進課

ながの電子申請サービス（オンライン申請）

本補助金における全ての申請は、ながの電子申請サービス（オンライン申請）でご申請いただけます。ぜひ活用をご検討ください。

交付申請（初年度）



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52329

交付申請（2年度目以降）



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55116

実績報告



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52331

交付請求



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52332

中止（廃止）承認申請



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52333

変更承認申請



https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52334

よくある質問

Q. 就業先が雇用契約書の発行をしていない場合、どうすればよいですか。

A. 労働条件通知書等の書類で代用できます。ただし、雇用主、契約期間（雇用形態）が確認できることが条件です。

Q. インターンシップ（就業体験）を実施した企業に就職をしなかった場合、補助金は対象外ですか。

A. インターンシップを実施した企業に就職をしなくても、補助金は対象になります。

Q. 転職をした場合、補助金は対象外になりますか。

A. 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により離職をした場合に限り、離職した日から3月を経過した日までに新たに地元企業との間で期間の定めのない雇用契約を締結し、就労すれば補助金は継続できます。

Q. 各申請を忘れてしまいそうです。

A. 申請が必要な時期、交付決定時、交付確定時等に、申請のご案内をします。こちらから通知する際は、原則メールで連絡しますので、メールアドレスに変更があった場合は、必ず長野市移住・定住相談デスクにご連絡ください。

Q. 繰上返還した場合、繰上返還分は対象になりますか。

A. 繰上返還分は対象外です。対象になるのは、月賦返還及び併用返還分のみです。

Q. 書類の提出はどうすればよいですか。

A. ながの電子申請サービスでの申請はオンラインです。申請書等紙での提出の場合は、移住・定住相談デスクに直接お持ちいただくか、郵送してください。

お問い合わせ先・申請窓口

長野市企画政策部移住推進課
長野市移住・定住相談デスク

電話：026-224-7721
メール：iju@city.nagano.lg.jp
住所：〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地

詳細は
コチラ



FEEL NAGANO,
BE NATURAL